

令和 7 年度

地域密着型サービス事業者公募要項

下松市

1 公募の趣旨

下松市では「第9期介護保険事業計画」に基づき、地域密着型サービスの基盤整備を進めています。

本公募は、サービスの質と適正な運営の確保を目的として、より良いサービス提供が期待できる事業者を公平・公正に選定するため行うものです。

2 公募する地域密着型サービス

地域密着型サービスの種類	募集数	募集圏域
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	1事業所 1ユニット(9床)	末武圏域 (注1)

(注1) 末武圏域に整備が難しい場合は、下松圏域での整備も可

地域密着型サービスの種類	募集数	募集圏域
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (注1)	1事業所	末武圏域 (注2)

(注1) 訪問介護サービスを行う看護師等がいる事業所の場合(一体型)、訪問介護を行う事業所が地域の訪問看護事業所と連携してサービスを提供する場合(連携型)のどちらも可

(注2) 末武圏域に整備が難しい場合は、下松圏域での整備も可

3 応募要件

以下の(1)から(8)全てを満たす法人であること

- (1) 法人格を有し、現に介護保険サービス事業を運営していること。
- (2) 介護保険法第78条の2第4項及び115条の12第2項各号のいずれの規定にも該当しない者であること。
- (3) 整備及び事業の運営を直接行う事業者であること。
- (4) 事業開設予定地が特定されており、その土地・建物の確保が見込まれること。
併せて、事業開設予定地は給排水等に支障がないことを確認済みであり、また、農地法、都市計画法、建築基準法、消防法、土砂災害防止法、(山口県)社会福祉施設等の土地に関する指導要綱その他関係法令の点から支障がないことを確認済みであること。
- (5) 事業開設予定地が、地域との交流を図ることが期待できる地域であること。
また、地域住民(自治会等)に対し、事業についての説明会等を実施し、同意を得ていること。なお、地域への説明にあたっては、市の公募に選定されることが条件であるため、市の指定を受けられない場合は事業化できない旨を説明するなど、誤解が生じないように注意すること。
- (6) 令和8(2026)年度中に工事に着手できること。
- (7) 当該事業所の利用者を原則として下松市民に限定すること。
- (8) 市民税等を滞納していないこと。

4 施設整備費の補助について

山口県の地域医療介護総合確保基金の活用を予定しています。指定候補事業者に選定された事業者は、この公募への申請とは別に補助金の交付申請等の手続きが必要となります。

なお、公募により選定されたとしても補助金が交付されない場合もあります。資金計画及び事業計画を立てるに当たっては、そのことを留意した上で、十分対応可能な場合に限り応募してください。

(1) 地域密着型サービス施設等の整備への助成（予定）

- 1 認知症対応型共同生活介護 41,500千円（上限額）
- 2 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 7,330千円（上限額）

(2) 介護施設等の施設開設準備経費の支援（予定）

- 1 認知症対応型共同生活介護 1,036千円×定員
- 2 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 17,400千円

※現在、国において、補助単価の見直しが予定されており、上記の金額が見直される可能性があります。

<注意事項>

- 1 補助金の交付を受けて施設整備をしたのち、事業の廃止や譲渡、別の事業への転用等を行う場合は、原則として補助金の返還が必要となりますので注意してください。また、補助内示前には、整備事業に着手することはできません。着工した場合は、補助対象外となります。
- 2 補助金によって整備された施設を担保に供することはできませんので注意してください。

5 事業者公募スケジュール

令和7（2025）年11月27日（木）～ 令和8（2026）年3月27日（金）	公募受付期間
令和8（2026）年4月中旬頃	選考会開催 ※
令和8（2026）年4月下旬頃	選定結果の通知

※ 応募書類の内容について、事前に質問書を送付することがありますので、御回答をお願いします。

6 応募手続き

本応募への申込みを希望する事業者は、次により応募書類を提出してください。

なお、提出書類は返却いたしませんので、予めご了承ください。

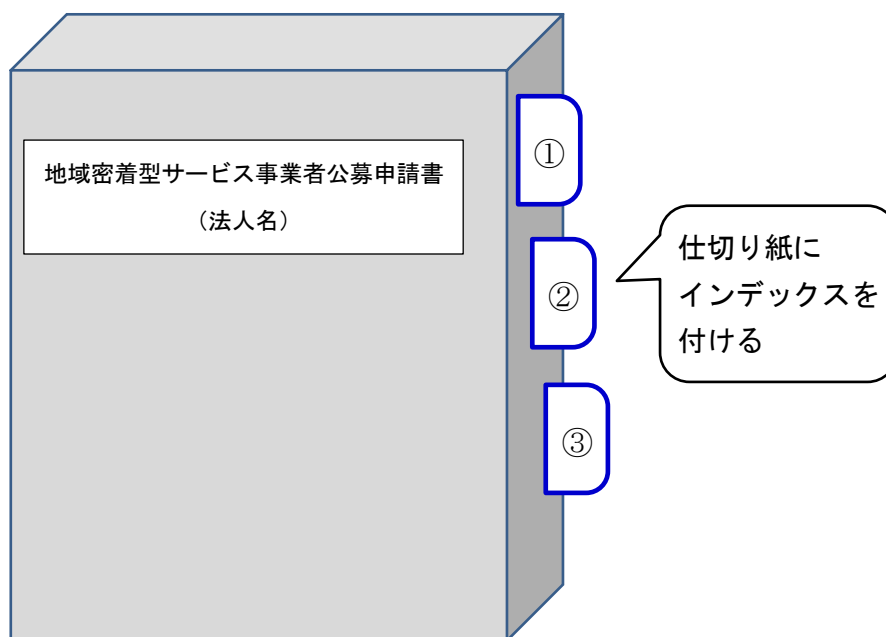
(1) 公募申請に関する提出書類一覧表（正本1部に加え、電子データ*を提出）

番号	提出書類	留意事項	備考
1	公募申請書		様式1
2	整備計画書		様式2
3	代表者経歴書		様式3
4	管理者経歴書		様式4
5	計画作成担当者経歴書 オペレーター経歴書		様式5 様式5-2
6	誓約書		様式6
7	地域住民への説明		様式7
8	重要事項説明書	様式は任意	
9	法人調書		様式8
10	役員等名簿		様式9
11	法人登記簿謄本	申請前3か月以内に発行されたもの	
12	法人の定款または寄付行為		
13	給与規定		写し
14	就業規則		写し
15	決算報告書	①過去3年間の決算書類 ②公的機関からの補助金、融資、寄付等がある場合は過去2年間の内容と実績	写し
16	納税証明書（法人及び代表者）	応募申込日前3か月以内に発行されたもの	
17	建物計画図	①平面図（室別面積が記入してあるもの） ②立面図 ③位置図	
18	事業所開設予定地の地図及び写真	周辺の状況がわかるもの（写真は応募申込日前1か月以内に撮影されたもの）	
19	事業予定の土地、建物に関する権利関係が確認できる書類	①土地・建物登記簿謄本 ②借地・借家契約書 ③土地・借家に関する合意書	写し
20	事業工程表		様式10
21	資金計画書	開設当初の運転資金含む。	様式11
22	借入金償還計画表	借入金額、利息、期間、借入先等	様式12
23	資金収支（見込）計算書	積算根拠含む（～令和12年度）。	様式13
24	預金残高証明書	自己資金分（応募申込日前1か月以内に発行されたもの）	写し

※電子データは、PDF 形式とし、DVD-R 又は CD-R で提出してください。

(2) 公募申請書提出にあたっての注意事項

- 1 提出書類は、A 4 縦型ファイルを用いて左綴りとしてください。ファイルの表紙、背表紙に、次のことを記載してください。
「地域密着型サービス事業者公募申請書」(法人名)
- 2 **正本 1 部と電子データ**の内容が異なることのないようにご注意ください。
- 3 提出書類は、通しのページ番号を付け、以下の事項に従ってください。
 - ア) A 4 判縦で統一し、原則として左横書きとしてください。ただし、既存の文書を添付する場合は、これ以外の書式も可としますが、大きさは A 4 判に統一してください。図面については A 3 まで可とします。
 - イ) 原則として両面印刷としてください。構成上、一部片面印刷は可とします。この場合、白紙面はページ数には含めないでください。
 - ウ) 提出された書類の提出期限以降における差し替え及び再提出は認めません（こちらが指示した場合は除く。）。
- 4 提出書類の項目ごとに、仕切り紙を挟みインデックスを付けてください。また、仕切り紙等は、ページ数に含めないでください。



- 5 文字の大きさは、12ポイント・MS明朝を基準としてください。なお、表題や強調のためにフォント等を変更することは可とします。
- 6 本公募と明らかに関連のない、法人等の宣伝活動や営業活動等に係る書類等は、添付しないでください。
- 7 上記の書類のほか、市が必要と認めたときには別途参考書類の提出を求める場合があります。
- 8 公募申請書の各様式は下松市のホームページに掲載しますので、ダウンロードしてお使いください。

「下松市ホームページ」のトップページ⇒「テーマから探す」の「介護」
⇒「介護保険係からのお知らせ」⇒「地域密着型認知症対応型共同生活介護事業所等の整備事業者の募集について」

9 受付期間及び提出先

受付期間	提出及び問い合わせ先
令和7（2025）年11月27日（木）～ 令和8（2026）年3月27日（金） ※土曜・日曜・祝日は除きます。 ※持参する場合は、電話で予約の上、 ご来庁ください。 ※開庁時間は午前8時30分から 午後5時15分です。	〒744-8585 下松市大手町3-3-3 下松市役所 高齢福祉課 介護保険係（1階9番窓口） 電 話 0833-45-1831 FAX 0833-41-1515

書類の提出については、持参又は郵送（レターパックプラスを使用）してください。

7 結果通知

審査結果は、応募したすべての事業者文書により通知します。
また、選定された事業者については、下松市ホームページで公表します。
※選定事業者が不測の事態により辞退した場合には、次順位の応募者を次点として選定することがあります。

8 応募に当たっての留意事項

- （1）応募書類を持参する場合は、持参する前日までに電話で予約の上、提出してください。郵送の場合は、レターパックプラスにより令和8年3月27日（金）正午必着で提出してください。
- （2）応募書類の提出をもって、応募者が応募条件等の公募内容を承諾したものとします。
- （3）応募書類等の著作権は、応募申込者に帰属します。ただし、市は、事業者の公表等必要な場合には、応募書類等の内容が無償で利用できるものとします。
- （4）応募書類の提出に要する経費については、選定結果にかかわらず、本市は一切負担しません。
- （5）応募書類は、理由の如何を問わず返却しません。
- （6）応募に関する質問については、所定の様式（「令和7年度地域密着型サービス事業者公募に関する質問書」）をダウンロードし、記入の上FAXにより提出してください。
- （7）次に該当する場合、審査を行うことなく不適とします。
 - 1 提出された書類の内容に、重大な不備又は虚偽があったと認められる場合
 - 2 重要な事項（建設場所・設計・施設種別・定員・資金の確保等）の変更があった場合
 - 3 応募者及びその関係者が、本市職員に対し選定評価に係る働きかけを行っ

た場合

4 市民の疑惑や不信を招くような行為をしたと認められる場合

(8) 選定前までの辞退について

書類の提出期限後、事業予定者の選定前までに、やむを得ない事由で辞退する場合、辞退理由を明記した上で辞退届（様式あり）を提出してください。

(9) 選定後の辞退について

事業予定者として選定した後に辞退が生じると、本市の行政計画全体に大きな支障を来すこととなります。その影響を十分に認識した上で、確実に事業が実施できる見込みを持って応募してください。

また、事業予定者名は選定後に公表するため、その後辞退する場合は、法人名・辞退理由等についても公表することとなります（辞退届を提出してください。前記（8）と同様にお願いします。）。また、必要に応じて関係機関等への説明を行っていただくこともあります。

(10) その他

選定後において、開発許可が得られない場合や応募内容に重大な変更が生じた場合、また、すみやかに施設整備に着手できない場合は、選定を取り消す場合があります。

また、選定後の権利譲渡は認めません。